

報告事項ア

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、別紙のとおり報告します。

令和2年10月21日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年10月21日
教育総務課

1 鳥取県版新型コロナ警報の見直し

10月13日に開催された県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別紙のとおり「鳥取県版新型コロナ警報」の見直しが実施された。実際に警報が発令された際は、市中感染の拡がり状況を勘案し、専門家チームや市町村等関係機関と調整・協議しながら、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、臨時休業の対応を決定していくこととしている。

2 県内等修学旅行支援事業について（令和2年9月補正予算事業）

新型コロナウイルスの影響により、県立学校（高校、特別支援学校）が修学旅行等を県内等に変更して実施する場合の費用について支援することで、生徒がふるさとについて学ぶ機会を創出し、地域への愛着を育むもの。

補助対象経費	新型コロナウイルスの影響により、修学旅行等を県内等 ^(※) に変更した場合の旅行費用 ※県内での宿泊、日帰りのほか、感染リスクの少ない近県での日帰りを含む
補助対象者	県立高校、特別支援学校の児童生徒、保護者
県補助率	10/10（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当） （宿泊）生徒1人あたり1泊5千円を上限（最大2泊分まで） （日帰り）生徒1人あたり3千円
予算額	7,000千円

<活用の状況>

高校：1校実施（八頭高：県外日帰り） ※その他、県内修学旅行を計画中の学校がある

特別支援学校：6校実施（予定含む）（鳥取豊、白兔養護、倉吉養護、皆生養護、米子養護、琴の浦：県内日帰り）

3 令和2年度高等学校体験入学・授業参観等の実施について

新型コロナウイルスの影響により、8月中の開催が中止となっていた令和2年度高等学校体験入学・授業参観等について、10月10日（土）から12日（月）にかけて、県立高等学校15校において可能な範囲で代替実施した。（別日程5校、個別対応1校、DVD配布2校、実施済み1校）

なお、実施にあたっては、マスクの着用、室内の換気、三つの密（密閉、密集、密接）の回避等感染防止対策を徹底した。

4 小中学校における遠隔授業実証実験及びウェブ会議システム（Google Meet）を利用した接続実験について

新型コロナウイルス感染症による長期の学校休業に備えるため、学校休業中の児童生徒の状況把握や学力保障を目指し、市町村教育委員会と協力しながらウェブ会議システムを活用した遠隔授業実証実験を4月28日の岩美中学校を皮切りに、県内10校で行っている。

- 各市町村が、非常時における学習機会の準備について、家庭や校区の状況、機器の整備状況を加味して地域にあった計画を立てる機会となっており、危機管理の面で大きな意味がある。
- 非常時における学習保障の面だけでなく、GIGAスクール構想によるICTを活用した教育を推進することにもつながり、授業でゲストティーチャーや他の学校、他県や海外の学校とつながるなど豊かな学びを創造することができる。
- 不登校児や疾病による長期欠席の児童生徒の学習の機会の保障につながるなど、教育の可能性を大きく広げるものである。

○実証実験実施校（10月10日現在）※県教委が関わった取組のみ

岩美中、智頭小、智頭中、小鴨小、倉吉東中、三朝小、大栄小、赤碕小、日吉津小、日南中

鳥取県版 新型コロナウイルス警報の見直し

全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直しを行う。

○終期の明確化：14日間（新規発生で延長）で運用 ⇒ 直近1週間累積で基準未滿

○警報発令の指標に病床稼働率を付加

○発令エリアの見直し：警報及び特別警報は全県発令も ⇒ 圏域ごとに一本化

区分		注意報	警報	特別警報
指標	①新規陽性患者数	東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	
	②現時点確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超
運用	発令	圏域単位で発令		
	発令期間	始期：①の基準に達した日 終期：①の基準を下回った日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日	
活動制限	解除	①の基準を下回った日の翌日	①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)	
	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請
		○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況が基本 ○市中感染の拡がりが状況が基本 ○市中感染の拡がりが状況が基本 ○必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等	○市中感染が拡がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等
保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等		
医療強化	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
	要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等

別添